

# 確定申告での 要介護認定者の障害者控除

確定申告する本人または扶養者が障がい者に該当する場合、「障害者控除」として所得控除が受けられます。この障害者控除の対象となる方は、一般的に障害者手帳等の交付を受けている方ですが、65歳以上の方で要介護認定を受けられた方のうち、一定の要件に該当する場合についても対象となります。

市では、本年度から該当者の方へ「障害者控除対象者申請書兼認定書」を送付します。（1月15日頃発送予定）

確定申告に必要と思われる方は、送付した「障害者控除対象者申請書兼認定書」を各庁舎総合窓口課または長寿介護課へご持参のうえ申請し、認定を受けてください。（認定書は、確定申告の時にご持参ください。）

次の方は、申請する必要はありません。

- ・身体障害者手帳などですでに障害者控除を受けることができる方
- ・本人または扶養者が非課税で、税の申告をする必要がない方

問大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114

## 「男女共同参画推進計画」への 意見を募集します!

市では、現在「いなべ市男女共同参画推進計画」を策定中です。

この計画は、市民が性別にかかわらず個性を発揮しながら、安心で、いきいきと元気に満ちた暮らしを築いていけるよう、取り組むべき課題と施策の方向を明らかにするためのものです。

そこで、みなさんのご意見を反映させ、「いなべ市男女共同参画推進計画」をより身近で意義のある計画にするため、計画案を公表し、みなさんの意見を募集します。

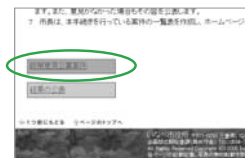
計画案の閲覧期間および意見募集期間 1月7日(月)～2月6日(水)まで

計画案の閲覧場所

- 員弁庁舎 広報秘書課、各庁舎総合窓口課
- 市ホームページの「政策意見公募」▶「政策意見公募案件」



▲トップページ画面 左下



▲次ページ画面 左下

意見の提出方法

計画案の閲覧場所にある「いなべ市男女共同参画推進計画の案に対する意見」用紙に記入し、員弁庁舎広報秘書課または各庁舎総合窓口課へ直接提出していただくか、郵送、FAXで提出してください。市ホームページから直接、意見を提出することもできます。

## 男女共同参画講演会

# 住田裕子弁護士がやってくる♪

TV『行列のできる法律相談所』でおなじみの住田弁護士による男女共同参画講演会を開催します。

**日時** 3月29日(土) 14:00～ **場所** 中央公民館 ホール

詳しくは、リンク3月号でお知らせします。



問員弁庁舎 広報秘書課 T 74-5802 F 74-5821